所得税改革 ---税額控除による税と社会保険料負担の一体調整---

田近栄治八塩裕之

I はじめに

近年、わが国では現役世代の格差問題が注目を浴びている。格差の原因としては、経済のグローバル化による賃金格差の拡大や非正規労働の増加によって、特に若年世代で低所得者が増えていることがあげられる。その実態はShinozaki〔2005〕や内閣府〔2006〕で分析されているが、国連やOECDの年次報告書が問題を詳細に伝えるなど〔United Nations 2007, OECD 2008〕、国際的にも注目される問題となっている。

こうした現象に対し、わが国の税・社会保障政策は次の2つの理由で問題を抱えている。第1に、わが国では公的年金によって現役世代から高齢世代に対し多額の所得再分配が行われているが〔小塩 2006、国立社会保障・人口問題研究所2005〕、その給付額が少子高齢化で増大し、現役世代の社会保険料負担が大きくなっていることである。特に、グローバル化の影響で所得が伸び悩む一部の低所得世帯に対し、保険料負担増大は追い討ちをかける形となり、生活を困窮させている。

第2に税制の問題である。わが国の所得税はこれまで、低所得者に税をかけないことを目的として、所得控除を拡張してきた。しかし、所得控除をいくら拡張しても、すでに課税最低限以下の個人の税負担はゼロのままの一方で、累進税率構造のもとではその負担軽減効果はむしろ所得の高い階層に大きく及ぶという問題がある〔田近・八塩

2006]。この問題もやはり、近年の格差拡大で顕著となった。すなわち、賃金が伸び悩む低所得世帯の税負担は所得控除によってすでにゼロであり、これ以上負担を軽減できない。その一方で、所得控除による課税ベース侵食は(低所得者だけでなく)国民全体の税負担を軽減し大規模な税収口スを引き起こしているため、政府が低所得世帯への所得再分配を行うとしても、その財源を確保することができない。

このように、わが国では低所得者の税負担はゼ ロの一方で、社会保険料負担が増大し、それが近 年の格差拡大で問題となっている。しかし、わが 国の医療・年金・介護の保険料は積み立てられて いるわけではなく実質的に税と違わないことを考 えると、これらの負担は本来、税負担と合計され 一体的に調整されるべきものである。本稿ではそ うした一体調整の手段として, 還付可能な税額控 除(refundable tax credit)の活用を検討する。還 付可能な税額控除は、適用される税額控除額が所 得税額を上回る場合, その部分が還付(マイナス 税が適用) される制度であり、田近・八塩 [2006] はこの制度が所得再分配の手段として有 効であることを論じた。本稿ではこれを発展さ せ, その還付(マイナス税)を低所得者の保険料 負担を軽減する手段として用い. 税と保険料の負 担の一体調整を試みる。そして、シミュレーショ ン分析を通じて、制度の導入が近年の格差問題へ の対応という点で有効であることを議論する。

税額控除による税と保険料負担の一体調整は実際にオランダやスウェーデンで行われており. 議

論を准めるうえでこれらの国の制度は非常に参考 になる。その概要を述べると、ポイントは次の3 点である。第1に、所得税と社会保険料の徴収を 一元化し、個人はそれらの納付を一括で(まとめ て) 行う。第2に、所得税の所得控除を廃止また は縮小して、それを還付可能な税額控除 (refundable tax credit) にかえる。第3に、低所 得者に対する税額控除の環付(マイナス税)を. 現金を直接給付するのではなく、 国民が税と保険 料を一括納付する制度のもとで社会保険料負担の 軽減として行う。たとえば保険料負担が10万円 で、5万円の税が還付されるとき、現在のわが国 の制度であれば、納付と還付の手続きは別々にな されるが、これらの国では合計して5万円が一括 納付される。この個人は10万円の保険料を負担 するが、そのうち5万円は実質的に税によって軽 減される形で、所得再分配を受けることになる。

こうした制度をわが国で導入することのポイン トをあらためて整理すると、次の2点である。第 1に、再分配の手段としての還付可能な税額控除 の活用である。もともと経済学の立場からは, Mirrlees [1971] の最適所得税論やFriedman [1962] の負の所得税論など、所得税を再分配手 段に用いることが主張されてきた。現実には「税 額控除による還付」という方法がとられており. 近年多くの国で導入されている。特に、田近・八 塩〔2006〕でも論じたように、わが国では所得控 除による所得税の課税ベース侵食という問題があ るが、税額控除導入の財源を所得控除縮小にもと めることで、その問題をあわせて改善できる。す なわち、累進税率構造のもとで所得控除の税負担 軽減効果は所得の高い階層に大きく及ぶため. そ れを縮小して課税ベースを拡大し、増えた税収を 税額控除にあてれば、限界税率(最高税率)を引 き上げることなく所得再分配が可能となる。これ によって, 再分配で発生する非効率性を極力抑え ることができる。

第2のポイントは、税額控除による還付(マイナス税率)を、社会保険料負担の軽減で行うことである。そのメリットの第1は、すでに述べたように、低所得者の保険料負担軽減を通じた負担の

一体調整であり、この点は本稿でもっとも重要な 点である。そしてもうひとつのメリットは、税額 控除の還付の執行を容易にする点である。先にふ れた田近・八塩〔2006〕では、税額控除の還付を 政府から低所得者への直接的な現金給付で行うこ とを想定したが、現実にわが国でそうした還付を 行うと、現在申告の必要がない税額ゼロ (課税最 低限以下) の人は給付を受けるためにすべて申告 が必要となり、 申告者数が急増して制度の執行コ ストが非常に大きくなるという問題がある。ま た、アメリカで実際に問題となっている不正受給 の誘発が懸念される。しかし、税額控除の還付を 直接的な現金給付でなく保険料の軽減で実施すれ ば、こうした問題が抑制できる。すなわち、納税 者の大半を占める給与所得者について. 税還付に よる保険料負担の軽減を雇用者による源泉徴収段 階で処理できれば、申告を不要とすることができ る。また、不正受給の誘発も、政府が直接的な現 金給付をしないことで避けることが可能である。 その結果, 政策の執行コスト低減が期待できる。

ほかにも制度の導入は、保険料を払っていなかったり、保険に加入していない低所得者にとって、実質的な保険料負担の軽減となり、未納・未加入を減らす効果が考えられる。また、現在では一部の低所得者に保険料支払いを免除する方法もとられているが、保険の視点からは、被保険者は原則保険料を支払うとしたうえで、税でその負担を軽減するほうが望ましいというメリットもある。

こうした制度の導入に際しては、本来、税・社会保険料の徴収一元化などわが国の税制の抜本的な改革が必要である¹⁾。しかし、そうした改革が実現されない状態であっても、制度の実施は可能である。すなわち、給与所得者については先に述べたように、雇用者による源泉徴収段階で税と保険料の負担調整処理が可能であるし、その他の申告が必要な人についても、申告時に保険料納付書の持参を義務付けるなどすれば、執行は可能と考えられる。これまで述べたように、わが国において税と社会保険料負担を一体調整することのメリットは非常に大きいことを考えると、現状ででき

ることをまず実行に移しつつ,制度のより適正な 執行と適用対象者の拡大が可能となる徴税制度の 構築を図っていくべきである。

本稿の構成を述べる。第2節では簡単なデータ・分析手法の説明に続き、現役世代の格差問題への対応という観点から、わが国の税・社会保障制度の問題を述べる。そこでは、現役世代の低所得者の社会保険料負担が深刻となっていること、所得税における課税ベース侵食がもたらす問題点を説明する。続く第3節ではオランダやスウェーデンの制度を簡単に説明し、それを踏まえて具体的な税制改革案を検討する。そして、それが負担に及ぼす効果をデータで検証する。第4節はまとめである。

II わが国の税・社会保障政策の問題点

1 分析で用いたデータと分析手法の概要

以下ではまず、わが国の税・社会保障政策の問題点を議論するが、その前に本稿で使用するデータと分析手法を、簡単に説明する(詳細はAppendix参照のこと)。分析方法は家計の個票データを用いたマイクロ・シミュレーションである。マイクロ・シミュレーションは税制や社会保障の改革効果を分析する方法として広く活用されているが²⁾、本稿では、この手法を厚生労働省の2004年(平成16年)国民生活基礎調査の所得

票・貯蓄票の個票データに適用し³⁾,わが国の税・社会保障負担の実態とその改革効果について分析する。

本稿ではもっともシンプルな手法を用いる。まず、データのすべての世帯について、その所得や家族構成をもとに税制改革前の所得税・住民税の税法を用いて税負担額(理論値)を計算する。次に、税制改革後の税法を用いて税負担額(理論値)を計算し、それを改革前と比較すれば、税制改革が税負担にもたらす効果を計算できる4)。また、本稿では社会保険料負担の分析も行うが、それについては理論値ではなく、データに記載された各世帯の保険料支払額をそのまま用いた。分析ではデータの世帯(約2万世帯)を、等価世帯可処分所得(世帯可処分所得を世帯人数で調整したもの)を基準に10の所得階層に分割し、所得階層ごとに集計して、税・社会保険料負担の実態や税制改革の効果を分析した。

表1は分析対象となった世帯の概要を示す。 2004年の国民生活基礎調査所得票の対象である 25,091世帯から、データに欠損値のある世帯や 単身赴任世帯などを除いたため、分析対象は 20,550世帯(すなわち、各所得階層に2,055世 帯)である。所得最下位である第1階層の世帯平 均所得は61万円、最上位の第X階層は1,387万 円であり、全世帯の平均世帯所得は531万円であ る。続いて表では、データの世帯を「勤労世帯」

				2()	, , , ,	四川州久					
所得	等価世帯			世帯所得		内勤労世帯		内勤労世帯			
階層	可処分所得 区分(万円)	世帯数	世帯人数	(万円)	世帯数	世帯人数	世帯所得 (万円)	世帯数	世帯人数	世帯所得 (万円)	
I	~110	2, 055	1. 753	61	591	2. 425	92	997	1. 568	70	
II	110~127	2, 055	2. 262	168	913	2. 918	199	1, 131	1. 732	144	
III	127~168	2, 055	2. 547	253	1, 048	3. 238	296	989	1. 819	208	
IV	168~240	2, 055	2.709	329	1, 146	3. 349	376	893	1. 895	271	
V	240~267	2, 055	2. 835	403	1, 251	3. 362	449	787	2.017	335	
VI	267~325	2, 055	3. 023	488	1, 409	3. 476	534	619	1. 998	389	
VII	325~346	2, 055	3. 249	598	1, 659	3. 510	631	366	2. 123	466	
VIII	346~417	2, 055	3. 267	724	1, 796	3. 408	749	227	2. 181	559	
IX	417~610	2, 055	3. 256	901	1, 885	3. 338	923	110	2. 173	688	
X	610~	2, 055	3. 063	1, 387	1, 824	3. 122	1, 402	21	2. 190	881	
合計		20, 550	2. 796	531	13, 522	3. 281	664	6, 140	1. 856	257	

表1 データの世帯概要

と「年金世帯」に分類した。「勤労世帯」は世帯 所得の半分以上が勤労所得(給与や事業所得)で ある現役世帯、「年金世帯」は世帯所得の半分以 上が年金である高齢世帯である。勤労世帯は 13,522世帯、年金世帯は6,140世帯であり、 20,550世帯の大半(13,522+6,140=19,662世帯)は、どちらかに含まれる5)。平均世帯所得を 比べると勤労世帯が年金世帯よりもかなり高く、 勤労の引退が世帯所得に大きな影響を与えること が理解できる。

2 勤労世帯における社会保険料負担の実態

次に、説明したデータを用いて、2007年における税・社会保険料の負担の現状を分析する。結果を表2に示した。表は世帯所得(給与と事業所得、財産所得、政府が支給した公的年金・児童手当・児童扶養手当を合計したもの)に対する税・社会保険料の負担率を、勤労世帯と年金世帯にわけて示した。以下ではこれを用いて、わが国の税・社会保障政策の問題点を議論する。「はじめに」で述べたように、論点は第1に、勤労世帯の社会保険料負担が深刻化していること、第2に所

表 2 2007 年における税と社会保障 負担と給付の実態

144		111	-	##-
997	労-	ш	1	-

動力區市								
					負 担 率			平均 5 月
所得 階層	世帯数	課税所得	所得税+				. 税+社保	等価
		比率	住民税負 担率	医療・介 護保険	年金保険	社会保険 料負担率	負担率	世帯消費 (万円)
I	591	1.1	0. 2	9. 9	9. 9	19. 8	20. 1	14. 22
II	913	4.5	0.8	6.3	5. 7	12.0	12.8	13. 10
III	1, 048	10. 3	1. 9	5. 7	5. 6	11. 3	13. 2	13. 14
IV	1, 146	15. 5	2. 7	5. 1	5. 5	10. 6	13. 3	15. 53
V	1, 251	22. 2	3. 8	4.8	5. 3	10. 1	13. 9	15. 99
VI	1, 409	26. 0	4. 3	4.7	5. 3	10. 0	14.3	15. 02
VII	1, 659	32. 2	5. 4	4. 4	5. 4	9. 7	15. 1	15. 75
VIII	1, 796	38. 0	6. 6	4. 4	5. 3	9. 6	16.3	17. 13
IX	1, 885	44. 3	8. 3	4. 1	5. 2	9. 3	17. 7	19. 41
X	1, 824	57. 6	13. 8	3. 7	4. 5	8. 1	22. 0	23. 75
合計	13, 522	39.2	8. 0	4.3	5. 1	9. 4	17. 4	17. 03

年金世帯

	世帯数				負 担 率			- 平均5月	平均	
所得 階層		課税所得 比率	所得税+				. 税+社保	等価	年金給付	
			住民税負 担率	医療·介 護保険	年金保険	社会保険 料負担率	負担率	世帯消費 (万円)	受給額 (万円)	
I	997	0.0	0.0	10. 7	1.7	12. 3	12. 3	9. 66	67	
II	1, 131	0.3	0.1	6.0	1.0	7. 0	7. 1	11. 45	136	
III	989	3. 6	0.7	5. 7	0. 7	6. 4	7. 1	14. 84	194	
IV	893	11.3	2.0	5. 7	0.6	6. 3	8.3	16. 90	253	
V	787	17. 2	2.9	5. 5	0.6	6. 2	9. 0	17. 18	302	
VI	619	22. 4	3. 7	5. 7	0.6	6. 2	9. 9	17. 76	345	
VII	366	27. 3	4. 4	5. 3	0. 7	6. 0	10. 4	19. 65	385	
VIII	227	34. 1	5. 4	5. 0	0.8	5. 8	11. 3	20. 16	429	
IX	110	42. 1	6. 9	5. 1	1.0	6. 1	13. 0	19. 51	500	
X	21	50. 4	9. 0	4. 4	0.4	4.8	13. 8	30. 20	596	
合計	6, 140	16. 8	2.8	5. 8	0.7	6. 5	9. 3	15. 17	227	

得税・住民税の課税ベース侵食の実態である。ただし、課税ベース侵食に関しては勤労世帯と年金世帯で別個の問題が発生しており、それらの議論は別々に行う。

まず、第1の論点である勤労世帯の社会保険料負担をみると、表2(上の表)から明らかなように、大半の所得階層で所得税・住民税負担よりもはるかに大きくなっている。特に低所得世帯では税負担はゼロに近い一方で、世帯所得に対する社会保険料負担率は10%を大きく超えている。低所得者のなかには、保険料未納や保険未加入、保険料支払いを免除されている世帯もいるため、保険料を支払っている世帯だけでみると、その負担率はもっと大きい6。こうした勤労世帯の社会保険料負担は、高齢化の進展で増大を続けており、今後さらに重くなることが考えられる。

一方,これとくらべると年金世帯の保険料負担は明らかに小さいが,これは年金の受給者は年金保険料を支払う必要がないためである。そして(後述のように)勤労世帯が支払った年金保険料は年金世帯への給付の原資であり,結果的に世代間の大規模な所得再分配が行われている。今後,高齢化の進展による社会保障給付の増大で,勤労世帯の保険料負担はさらに大きくなるが,グローバル化による格差拡大の影響で所得が伸び悩む一部の低所得世帯には,こうした負担増は深刻な影響を与えると考えられる。

3 勤労世帯の所得税・住民税負担の実態

次に第2の論点は、所得控除による所得税・住民税の課税ベース侵食である。それに関してわが国では、勤労世帯と年金世帯でそれぞれ別個の問題が存在する。以下ではまず勤労世帯の問題を説明し、次の4で年金世帯を議論する。まず勤労世帯について表2(上の表)をみると、低所得(第I・II)階層の税負担はほとんどゼロであるが、これは所得控除によって課税所得がほぼゼロとなるためである。わが国では低所得者の税負担軽減を目的として所得控除を拡張し続けたため、低所得者だけでなく国民全体の課税ベースが小さくなった結果、勤労世帯全体でも世帯所得に占める課

税所得の比率は4割(39.2%)に過ぎない。しかし、こうした所得控除の拡張政策には問題がある。すなわち、すでに課税最低限以下である低所得者にとっては控除をいくら拡張しても税負担はゼロのまま不変の一方で、その負担軽減効果はむしろ、高い限界税率に直面する所得の高い階層に大きく及ぶことである。その結果、比較的所得上位である勤労世帯の第Ⅲ階層でも、所得税・住民税をあわせた税負担率は5%強に過ぎず、その税負担水準は国際平均を大きく下回っており[OECD 2007a]、税収口スを引き起こしている。

このような所得税の課税ベース侵食は、近年次のような問題を引き起こしている。すなわち、格差拡大と社会保険料負担増大で低所得世帯の生活が苦しくなる一方で、そうした世帯の所得税・住民税負担はすでにゼロに近く、政府はこれ以上の負担を軽減できない。一方で、課税ベース侵食で(低所得世帯だけでなく)国民全体の税負担が軽減され、全体の税収が減少したため、政府が所得再分配を強化しようとしても、その財源を確保できない。とくに、格差拡大や先に述べた社会保険料負担の増大で低所得世帯の生活が困窮し、これらの問題の影響が目立つようになってきた。

4 公的年金等控除による年金世帯の所得税・ 住民税負担軽減の実態

次に年金世帯をみると、その所得税の課税ベースは、所得控除でさらに侵食されている。表2の下の表をみると、年金世帯の課税所得比率は同じ所得階層の勤労世帯よりも小さく、そのため、たとえば第V階層の税負担率は住民税をあわせても3%以下と、同じ階層の勤労世帯よりもさらに軽減される。この理由は年金に対して認められる公的年金等控除が非常に大きいためでありが、これが勤労世帯の格差問題とも関連して問題を引き起こしている。以下では、この点について議論する。

通常,公的年金等控除の問題は,あるべき年金 課税の視点から議論される。本来,年金について は拠出段階か受給段階のどちらかで所得課税され るべきであり、わが国では年金を受給した段階で 課税される。しかし、実際にはそれに対して公的 年金等控除が適用されて事実上非課税となり〔麻 生 1995〕、課税ベース侵食という問題がおきて いる。

しかし、問題はこれにとどまらない。わが国では賦課方式の公的年金のもとで負担と給付に関して世代間格差が存在することがその原因であるが、その実態の一端を表2でみることができる。表2の下の表には、年金世帯が受け取る平均年金給付額を示したが、それは約230万円である。その原資は勤労世帯が負担する年金保険料であり、勤労世帯の負担率は全体平均で5.1%、金額で34万円(この値は表2に示していない)である。そうした保険料と給付を世代ごとに生涯全体で合計して比較すると、現在の年金受給世代の便益が将来世代に比べて非常に大きいことが知られている〔麻生 2006〕。すなわち、表は勤労世帯から年金世帯への大規模な所得再分配の一端を示す8)。

特に重要な点は、年金世帯の中には、現在は低 所得でも、かつて多くの所得を稼ぎそれを資産で 保有する豊かな世帯がかなり存在することであ る。それを示すため、表には世帯の5月消費額 (世帯の人数を調整した等価世帯消費額) の平均 値を示した。経済理論によると、現役時代に多く の所得を稼いだ世帯はその一部を引退に備えて貯 蓄に回し消費を平準化するため、引退後も消費は 引き続き高い水準を保つとされる「大竹・小原 2005〕。実際、年金世帯の第Ⅳ階層の消費額は、 勤労世帯の第™階級に匹敵する高さであり、こう した世帯は(現在の所得は多くないが)資産を持 つ豊かな世帯と考えられる。それに対して平均で 250万円以上の年金が給付されているが、その原 資(保険料)を負担する勤労世帯で格差問題がお き. 低所得者の生活が圧迫されている。

そうした比較的豊かな年金世帯に対する所得税が、公的年金等控除で大きく軽減されている。今後の年金の財政見通しが苦しく、現在保険料を支払う世代が将来受け取る年金給付額は確実に減少すると考えられるなかで、年金世帯、とくに比較的豊かな世帯の所得税が大きく軽減されている点は、見逃せない問題である。

以上,わが国の税・社会保障政策の問題点を述べた。要点を繰り返すと,わが国では低所得者の税負担は所得控除によってほぼゼロの一方で,勤労世帯の社会保険料負担増大が問題となっている。また,公的年金等控除による年金世帯の税負担軽減は重要な問題と考えられる。

III 所得控除の縮小と還付可能な税額控除の活用による税制改革

次に前節の議論をうけて、わが国の所得税改革 について検討する。これまで述べたように、わが 国の問題は低所得者の税負担がほぼゼロの一方 で、社会保険料負担が増大を続けていることであ る。しかし、わが国の医療・年金・介護の保険料 は実質的に税と変わらないことを考えると、保険 料と税の負担は本来一体的に調整されるべきであ る。本稿では、そうした一体調整の手段として還 付可能な税額控除の活用を検討する。オランダや スウェーデンでは実際にそうした制度が用いられ ており、以下ではまず1で、これらの国の制度を 紹介する。ただし紙幅の都合もあるため、詳細に は踏み込まず要点だけを述べる。そのあと、2で これらの国の制度を参考としつつわが国の税制改 革案を検討し、3でそれが負担にもたらす効果を データで検証する。

1 オランダ・スウェーデンにおける還付可能 な税額控除の活用事例

オランダやスウェーデンの制度のポイントは、「はじめに」で触れたように次の3点、すなわち、第1に所得税と社会保険料の徴収一元化、第2に所得控除の廃止または縮小による課税ベース拡大と還付可能な税額控除の導入、第3に税額控除の還付については、直接的な現金給付でなく社会保険料の軽減として認め、それを通じて税と保険料の負担を一体的に調整する、という3点である。以下では、世界の主要国の賃金課税(社会保険料を含む)制度を解説したOECD〔2007a〕をもとに、オランダとスウェーデンの税・社会保険料制度の概要を説明する。ただし、制度の細部に

		オランダ		スウェースデン
	勤労所得に 対する比率 (単位;%)	備考	勤労所得に 対する比率 (単位;%)	備考
勤労所得	100	29,267 ユーロ(平均勤労所得の3分の 2の水準)	100	224,943 クローネ (平均勤労所得の3分の2の水準)
所得税(税額控除前) 〈A〉	5. 65		0.00	税率ゼロのブラケットが適用される。
住民税〈B〉	0.00	住民税の課税なし	28. 58	税率は自治体で異なる。ここでは平均 値31.55%を用いた。勤労所得から基 礎控除をひいた課税所得に適用される。
社会保険料〈C〉	38. 10	年金・特別医療・障害などの保険料率 は勤労所得の31.15%。ほかに失業保 険や基礎保険など。	7. 00	年金保険料7%
負担率合計(税額控除前) $\langle D \rangle = \langle A \rangle + \langle B \rangle + \langle C \rangle$	43. 74		35. 58	
税額控除〈E〉	-13.08	税額控除内訳 General Credit -7.78% (全員一律に 2,043 ユーロを適用) Work Credit -5.30%(1392 ユーロ)	- 10. 69	税額控除内訳 年金保険料 7% 分 - 7% In-Work Benefit(EITC) - 3. 69%
最終負担率(税額控除後) $\langle F \rangle = \langle D \rangle - \langle E \rangle$	30. 67	8,055 ユーロ	24. 90	56,003 クローネ

表3 オランダとスウェーデンの税・社会保険料負担の状況

注) 各国の平均勤労所得の3分の2を稼ぐ単身者について記す。 上記以外に雇用者が社会保険料負担をしているが、それについては省略した。

子供がいる場合には、児童税額控除などがつくため税額控除はもっと大きくなる。

OECD [2007a] をもとに作成。

は立ち入らず、還付可能な税額控除による税と保険料負担の一体調整がどのようになされているかに重点をおいて説明する。その際、それぞれの国の平均勤労所得の3分の2を稼ぐ単身の低所得者を例にとった9)。

最初に両国の制度の共通点を述べると、所得税と社会保険料の徴収を一元化し、国民はその納付を一括で行う。そのうえでまずオランダを述べると、2001年の税制改革で個人所得税の所得控除がすべて廃止され、税額控除が導入された。表3に示したように、勤労所得29,267ユーロ(1ユーロ=150円とすると日本円で約440万円)に対し、税額控除適用前で43.74%の負担が課される(所得控除はなく、ほぼ勤労所得全体に税がかかる)が、そのうち5.65%は所得税分、残りの38.1%は社会保険料分である。オランダでは徴収だけでなく、社会保険料と所得税の税率構造も一体化されており100、所得税と保険料の合計額に対してGeneral tax credit (基礎的税額控除として

65 歳未満の成人に対し一律 2,043 ユーロを認め る)と、就労促進を目的とした Work credit (57) 歳以下の成人の場合、最大で1,392 ユーロの控除 を認める)という2つの税額控除が適用される11)。 その結果13.08%の負担が軽減され、社会保険料 も含めた最終的な負担率は30.67%となる。納税 者はこの30.67%にあたる8,055ユーロのうち、 失業保険など一部を除いた額を一括で払い込む。 ここで注目すべき点は. 税額控除の負担軽減効果 13.08% は所得税の負担率 5.65% を大きく超え ていることであり12). その部分は社会保険料負担 の軽減にあてられる。すなわち、オランダでは社 会保険料負担が非常に大きいが、それを軽減する 手段として. 税額控除による税と保険料負担の一 体調整がなされている。なお、(表3とは直接関 係ないが)税額控除額が社会保険料額を超える場 合、給付はされず、そこで税額控除は打ち切られ

一方スウェーデン(表3の右側)では、勤労所

得 224.943 クローネ (1 クローネ = 16 円とすると 日本円で約360万円)に対し、国の所得税は税率 ゼロのブラケットが適用されるため. 税額はゼロ である。しかし住民税の負担は大きく、若干の所 得控除が適用されたあとの課税所得に比例税率 (税率は自治体ごとに異なるが、ここでは平均値 である 31.55% を用いる) が適用され、その負担 率は28.58%となる。一方、年金保険料は勤労所 得全体に対し7%の負担率が適用される13)。年金 保険料は、かつてはわが国の社会保険料控除と同 じように所得税・住民税の課税ベースから所得控 除されたが. 近年の税制改革で全額税額控除とな った¹⁴⁾。加えて、2007年より就労促進を目的と した税額控除 (In-Work Benefit) が導入され. 3.69% の税負担が軽減される。その結果、税額 控除適用後の税・保険料をあわせた負担率は 24.9% (28.58+7-7-3.69) となる。スウェー デンでは所得税・年金保険料だけでなく住民税の 徴収もすべて一元化されており、個人はこの 24.9% にあたる 56,003 クローネを一括で払い込 む。ただし、所得税についてみれば税額控除の適 用によって、負担率はマイナスである。すなわ ち、税額控除によって年金保険料や住民税の一部 を軽減し. それによって税と保険料負担を一体的 に調整する制度となっている。

オランダやスウェーデンの負担率は高く、わが国との直接比較はできないが、それでも制度の運用面からは次のような示唆を得ることができる。すなわち先に述べたように、わが国では所得控除によって低所得者の税負担はゼロの一方で、社会保険料負担が増大を続け問題となっている。そこで、これらの国のように税額控除を活用し、税と社会保険料の負担を一体調整することが考えられる。今後社会保険料負担の問題がいっそう深刻となるなかで、そうした制度のメリットは大きいと考えられる。また、「はじめに」で述べたように、こうした方法をとることで、税額控除の還付を直接的な現金給付で行う場合と比べると、制度の執行コストを低減できるというメリットも期待できる。

2 税制改革案の制度設計について

以上の議論を踏まえ、次にわが国の税制改革案を検討する。改革のねらいは近年の格差問題への対処、とりわけ社会保険料負担の軽減という視点から、税額控除を用いた税と社会保険料の負担の一体調整である。改革の方向性は、①所得控除の縮小による課税ベース拡大、②それで得た財源を用いて還付可能な税額控除(refundable tax credit)を導入、③低所得者への税額控除の還付を、直接的な現金給付ではなく保険料の軽減で行い、税と保険料の負担を一体的に調整する、の3点である。また、税制改革前後で税収は中立とする。税制改革案の内容を表4に示したが、以下ではこれについて説明する。

本稿では、還付可能な税額控除の所得再分配効果を検討した田近・八塩〔2006〕をもとに、税制改革案を検討する。改革案のベースは、田近・八塩〔2006〕にならい、基礎・配偶者・扶養の人的三控除を廃止し、それを国民全員一律の基礎的税額控除として分配する制度とする。累進所得税制度のもとでは、所得控除の縮小は高い限界税率に直面する富裕階層の税負担を大きく増やすため、それで得た税収を還付可能な税額控除で戻せば、最高税率を引き上げることなく所得を再分配することが可能となる。基礎的人的所得控除を還付可能な税額控除にかえる改革は、General tax creditを導入したオランダに類似している。

本稿では税制の複雑化をさけるために所得税と 住民税の計算方法は統一するとし、所得税・住民 税ともに所得控除を廃止し、税額控除を導入す る¹⁵。ただし、田近・八塩〔2006〕と大きく異な

表 4 本稿で検討する税制改革案の内容

	所得税	住民税
基礎・配偶者・扶 養の人的三控除	廃止	廃止
税額控除(国民一 人あたり一律額)	還付あり(社会保険 料負担の軽減でおこ なう)	還付なし
公的年金等控除	最低額 70 万円まで 縮小	最低額70万円まで 縮小
児童税額控除	適用	適用

る点は、所得税の税額控除の還付を、現金を直接 給付するのではなく、社会保険料負担の軽減とし て認めることである(税額控除額が保険料額を超 える場合は、そこで打ち切りとする)。一方、住 民税に対する税額控除の還付は認めない。そのう えで、所得税・住民税がそれぞれで税収中立とな るように、税額控除額を設定する。ただし分析で は、近年の若年世代における格差拡大への対処を 目的として、税額控除額を全員一律とするのでは なく、若年の低所得者に、より多くの税額控除額 を認める案についても検討する。

なお、還付可能な税額控除については通常、アメリカの勤労所得税額控除(EITC)のように、その適用を就労所得のある世帯に限定し、低所得階層の就労を促進しつつ経済的支援を行うタイプが注目を浴びる¹⁶⁾。こうした制度の政策目的は、生活保護などに依存し就労をしない貧困世帯の就労促進であるが、わが国では、例えば単親母子世帯の就労参加率は非常に高い〔阿部・大石2005〕など低所得者の就労参加意欲は低くないとの指摘があり、税額控除でそれを促進すべきかどうかは議論の余地がある〔國枝 2008〕。本稿では、オランダの制度を参考に、国民全員に一律の税額控除額を認めるというシンプルな制度をベースとする。

そのほかに、本稿で検討する改革案のポイントを2点述べる。第1に、基礎・配偶者・扶養の人的三控除の廃止に加えて、公的年金等控除を縮小する。公的年金等控除の問題は前節ですでに述べたが、現在の制度は年金給付額が増えるほど控除も上乗せされる構造となっており、その結果所得の高い年金世帯に税負担軽減効果が大きく及んでいる。そこで改革案では現状の控除最低額である70万円を残し、その上乗せ部分を廃止する。それで得た税収も、税額控除の分配財源とする。

第2に、低所得者に対する所得税の税額控除の還付(マイナス税率)は社会保険料の軽減で行うため、現在保険料を負担していない個人(たとえば給与所得者の配偶者(第3号保険者)やすでに保険料を免除されている人)には還付は適用されない。これは社会保険料の免除で、すでに負担が

軽減されている,との考えに基づく¹⁷⁾。ただし,このときの問題は,子供に対して一切還付ができない(子供は社会保険料を支払わないため)ことである。そこで,22歳以下で所得ゼロの子供には,同居する世帯員の税額から子供の分の税額控除額をひくことができるとした¹⁸⁾(ただし,この場合も還付は保険料の軽減で行う)。これによって,子育て世帯へ税負担軽減効果が大きくなるが,そうした世帯への経済的支援が重要となっており[国立社会保障・人口問題研究所 2005],政策的にも望ましいと考えた。表4ではこうした子供に対する税額控除を「児童税額控除」と記した。以上が本稿で検討する税制改革案の内容である。

3 税制改革のシミュレーション分析

表 5 に税制改革が負担にもたらす効果について 分析結果を示した。改革案の内容を簡単に繰り返 すと. 基礎・配偶者・扶養の人的三控除を廃止 し、かつ公的年金等控除を現状の控除最低額70 万円に縮小し、それで得た財源を全員一律の税額 控除分配にあてる。ただし, 所得税の税額控除還 付を社会保険料の軽減で行う一方、住民税の税額 控除は還付を認めない。表5は(A)と(B)で 税制改革前後の税負担を比較するが、先のオラン ダ・スウェーデンの説明に用いた表3にならい. (B) の税制改革後ではまず、税額控除をひく前 の所得税・住民税と社会保険料の合計額(C)を 記し、そこから税額控除額(所得税と住民税にそ れぞれ適用される税額控除の合計額)(D)をひ いて最終的な負担額(B)を記した。また、表5 はこれまで同様に勤労世帯と年金世帯をわけて示 したが、「児童税額控除」の適用で子育て世帯へ の税負担軽減効果が大きくなることを考慮し. 15 歳以下の扶養家族がいる勤労世帯のみをとりだし たケース19)も分析した。

この改革で、国民一人当たりの税額控除額は所得税で5.26万円、住民税で5.74万円となる。まず、改革の全体像をみるために勤労世帯と年金世帯で比較すると、勤労世帯は全体でわずかに減税(0.1%)、年金世帯はわずかに増税(0.4%)とな

表 5 税制改革が負担にもたらす効果

一人当たり税額控除額 所得税 5.26万円、 住民税 5.74万円

勤労世帯

	ŧ	兑制改革前(A	.)		税制改革効 果 (B)-(A)				
37 AH 1914 HH		在 1 0 元				負担率			
所得階層		負担率			(税額控除前)		43 25 1c 1c	税+社保合	負担率
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	所得税 住民税	社会保険料	税+社保合 計 (C)	税額控除 (D)	+ (D) + (D)	只担干
I	0. 2	21. 1	21. 3	3. 7	21. 1	24. 7	-9.0	15. 7	-5.6
II	0.9	12. 6	13. 4	6. 1	12. 6	18. 7	-8.4	10.3	-3.1
III	1. 9	11. 6	13. 6	7. 5	11. 6	19. 1	-7.9	11. 3	-2.3
IV	2.8	10.8	13. 5	7.8	10.8	18. 6	-6.8	11. 9	-1.7
V	3.8	10.3	14. 1	8. 5	10.3	18. 7	-6.0	12. 7	-1.3
VI	4.4	10. 1	14. 4	8. 9	10. 1	18. 9	-5.3	13. 7	-0.8
VII	5. 4	9.8	15. 2	9. 9	9.8	19. 6	-4.6	15. 1	-0.1
VIII	6. 7	9. 7	16. 3	10.8	9. 7	20. 4	-3.8	16. 6	0.3
IX	8.3	9.3	17. 7	11. 9	9.3	21. 3	-3.1	18. 2	0.5
X	13.8	8. 1	22.0	16. 4	8. 1	24. 6	-2.0	22.6	0.6
合 計	8. 0	9. 5	17. 5	11. 8	9. 5	21. 3	-3.9	17. 4	-0.1

勤労世帯	15歳以下扶養家族あ	h	冊帯
単川 77 I II. 'III	10 成以 17大宝水(大水)	''	ш.т

	ŧ	兑制改革前(A	.)		税制改革後 (B)						
所得階層		台扣束				負担率					
月1年11年11号	負担率				(税額控除前)		税額控除	税+社保合	負担率		
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	所得税 住民税	社会保険料	税+社保合 計 (C)	免額控除 (D)	+ (D) + (D)	7,-1		
I	0. 1	23. 0	23. 1	4. 6	23. 0	27. 6	- 12. 6	15. 0	-8.1		
II	0. 5	12. 7	13. 2	7. 4	12. 7	20.0	-11.0	9. 0	-4.2		
III	1. 5	11.3	12. 9	7. 9	11.3	19. 2	-9.5	9.8	-3.1		
IV	2. 5	10.6	13. 1	8. 2	10.6	18. 8	-8.1	10.7	-2.4		
V	3. 5	10. 1	13. 6	8. 8	10. 1	18. 9	-7.0	11. 9	-1.8		
VI	4.3	9.9	14. 2	9.4	9. 9	19. 3	-6.1	13. 3	-1.0		
VII	5. 5	9. 7	15. 2	10.7	9. 7	20. 4	-5.3	15. 1	-0.1		
VIII	7. 0	9. 5	16. 4	11. 9	9. 5	21. 3	-4.5	16.8	0.4		
IX	8. 8	9. 0	17.8	13. 1	9. 0	22. 1	-3.8	18. 2	0.4		
X	14. 0			17. 5	7. 7	25. 2	-2.7	22. 5	0. 7		
合 計	6.8	9. 5	16. 4	11. 7	9. 5	21. 2	-5.3	15. 9	-0.5		

年金世帯

	₹	说制改革前(A	.)		税制改革後 (B)						
37.48 PM E		負担率				負担率					
所得階層		貝担竿			(税額控除前)		税額控除	税+社保合	負担率		
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計			税+社保合 計 (C)	(D)	+ (D) + (D)	只担于		
I	0.0	12. 4	12. 4	0. 5	12. 4	12. 9	-6.6	6.3	-6.1		
II	0. 1	7. 0	7. 1	3. 6	7. 0	10.6	-6.0	4.7	-2.4		
III	0.7	6. 4	7. 1	6. 6	6. 4	13. 0	-6.0	7. 0	-0.2		
IV	2.0	6. 3	8. 3	8. 1	6. 3	14. 4	-5.1	9.3	1.0		
V	2. 9	6. 2	9. 1	8. 7	6. 2	14. 8	-4.6	10. 2	1. 2		
VI	3. 7	6. 3	9. 9	9. 1	6. 3	15. 4	-4.1	11. 2	1.3		
VII	4. 4	6. 0	10. 4	9. 6	6. 0	15. 6	-3.9	11.8	1. 4		
VIII	5. 4	5. 8	11. 3	10. 4	5. 8	16. 3	-3.4	12. 9	1. 6		
IX	6. 9	6. 1	13. 0	11. 9	6. 1	18. 0	-3.0	15. 0	2.0		
X	9. 0	4.8	13. 8	13. 7	4. 8	18. 5	-2.5	16. 0	2. 2		
合 計	2. 8	6. 5	9. 3	7. 9	6. 5	14. 5	-4.7	9. 7	0.4		

る。特に所得の低い階層をみると、勤労世帯の第 III・IV 階層で2%程度の減税、年金世帯では第 IV 階層で1%の増税となり、勤労世帯の低所得 階層への再分配強化という政策のねらいが鮮明と なる。一方、年金世帯は全体で増税となるが、これは公的年金等控除の縮小効果であり、特に所得 の高い階層で税負担が増える。しかし先に述べた ように、年金世帯の場合、第IV階層程度でも実際 には比較的豊かで、かつ税負担が軽減されている 世帯と考えられるため、こうした世帯の若干の負 担増は望ましいと考えられる。

次に,第I・II階層に目を移すと,税制改革でその負担は勤労世帯・年金世帯ともに軽減され,たとえば,第I階層の勤労世帯は5.6%の税負担軽減となる。特に,税額控除の負担軽減効果(-9.0%)は税額控除適用前の所得税・住民税の負担率3.7%を大きく上回り,その部分は所得税の負担率がマイナスとなることを意味する。しかし,還付の方法は現金の直接給付ではなく,社会保険料の軽減としてなされる点に注意が必要も同じくマイナスとなる。先に述べたように,公的年金等控除の縮小で年金世帯の税負担は全体として増えるが,所得控除を税額控除に変えることで還付がなされ,低所得世帯の負担はむしろ軽減される。

また表5の二番目の表によると,15歳以下の子供がいる勤労世帯への再分配効果は特に大きい。改革案では(社会保険料を負担しないため,本来税額控除の還付が適用されない)子供の分の税額控除を同居する世帯員の税額から控除できる「児童税額控除」を設けたが、これによって税負担はほかの勤労世帯よりも大きく軽減される。

次に表6では第二案として,近年の若年世代における格差問題に配慮し,税額控除を全員一律額ではなく若年の低所得者に手厚くする案を検討した。具体的には,所得控除は前の改革案と同じく全員廃止・縮小としたうえで,税額控除の適用を年収²⁰⁾400万円未満の個人に限定し,なおかつ40歳以上の個人については税額控除額を半分とした。この結果,税収中立の改革のもとで,40歳

未満で年収 400 万円未満の個人に対する税額控除が特に手厚くなる。ただし、子供の分の税額控除(児童税額控除)は、扶養者の年収が 400 万円以上の場合適用されないが、年収 400 万円未満の場合は扶養者の年齢が 40 歳以上であっても全額適用されるとした。こうした改革を税収中立で行うと、所得税の税額控除額は 8.93 万円、住民税は10.85 万円(年収 400 万円以下で 40 歳以上の個人はいずれも半額)と非常に大きくなる。

表6に示したように、こうした制度の効果はか なり大きい。例えば、勤労世帯の第 III・IV 階層 に対する負担軽減は3~4%となり、児童税額控 除が適用される15歳以下の扶養家族がいる世帯 では、それは5~6%にもなる。また、第 I·Ⅱ 階層では保険料負担の軽減を通じて、所得 税負担率は実質的に大きくマイナスとなるが. 例 えば、勤労世帯の第1階層では、税額控除を引く 前の所得税・住民税負担率 3.7% から 10.1% の 税額控除が適用されるため、所得税率は6%を超 えるマイナスとなる。また、15歳以下の扶養家 族がいる勤労世帯の場合、第1階層のマイナス税 率は11%を超える(4.6-16.0=-11.4)ため、 社会保険料負担(23.0%)の半分が軽減される。 また、年金世帯の第 I・II 階層の負担もやはりマ イナスである。公的年金等控除の縮小に加えて 40歳以上の税額控除半減によって、年金世帯全 体の税負担は+0.9%と表5よりも増えるが、税 額控除の還付の効果によって低所得者の負担は依 然大きく軽減される。

もっとも、この表 6 のケースは、所得税の税額 控除額が 9 万円近くと大きくなるため、経済全体 の半分である第 V 階層までが所得税の還付の対象 となり、逆に税負担が所得上位階層に集中しすぎ る問題があり、実際にはさらに税率を調整すると いったことが考えられる。また現在の所得税負担 が全体として大きく軽減されていることを考える と、税額控除額を減らしてネットで増税とするこ とも考えられる。しかし、いずれの方法をとるに せよ、表の結果は、勤労世帯の低所得者への経済 的支援をいかに行うか、という点で非常に興味深 い結果となっている。

表6 税制改革が負担にもたらす効果 (若年の低所得者への税額控除額を手厚くするケース) 一人当たり税額控除額 所得税 8.93万円、住民税 10.85万円 (40歳以上に適用される控除額は半額)

勤労世帯

	ŧ	兑制改革前(A	.)		税制改革後 (B)							
武須匹良		負担率				負担率						
所得階層		貝担半			(税額控除前)		税額控除	税+社保合	負担率			
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	所得税 住民税 社会保険料 税+社保合 計(C)		(D)	+ (D) + (D)	74321				
I	0. 2	21. 1	21.3	3. 7	21. 1	24. 7	- 10. 1	14. 7	-6.6			
II	0.9	12. 6	13. 4	6. 1	12.6	18. 7	-9.8	8. 9	-4.5			
III	1. 9	11. 6	13. 6	7. 5	11.6	19. 1	-9.6	9. 6	-4.0			
IV	2.8	10.8	13. 5	7. 8	10.8	18. 6	-8.3	10. 4	-3.2			
V	3.8	10.3	14. 1	8. 5	10.3	18. 7	-7.1	11.6	-2.4			
VI	4.4	10. 1	14. 4	8. 9	10. 1	18. 9	-6.0	12. 9	-1.5			
VII	5. 4	9.8	15. 2	9. 9	9.8	19. 6	-5.1	14. 5	-0.7			
VIII	6. 7	9. 7	16. 3	10.8	9. 7	20. 4	-3.9	16. 6	0. 2			
IX	8.3	9.3	17. 7	11. 9	9.3	21. 3	-2.7	18. 5	0.9			
X	13. 8	8. 1	22.0	16. 4	8. 1	24. 6	-1.3	23. 2	1. 3			
合 計	8. 0	9. 5	17. 5	11. 8	9. 5	21. 3	-4.0	17. 3	-0.2			

勤労世帯 15歳以下扶養家族あり世帯

	ŧ	说制改革前(A)		税制改革効 果 (B)-(A)				
武祖匹良		負担率				負担率			
所得階層		貝担半			(税額控除前)		税額控除	税+社保合	負担率
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保合計	所得税 住民税	社会保険料	税+社保合 計 (C)	免額控除 (D)	+ (D) + (D)	7121
I	0. 1	23. 0	23. 1	4. 6	23. 0	27. 6	- 16. 0	11. 6	-11.5
II	0. 5	12.7	13. 2	7.4	12. 7	20.0	- 13. 8	6. 2	-7.0
III	1. 5	11.3	12. 9	7. 9	11.3	19. 2	-12.3	6. 9	-5.9
IV	2. 5	10.6	13. 1	8. 2	10.6	18. 8	- 10. 5	8.3	-4.7
V	3. 5	10. 1	13. 6	8.8	10. 1	18. 9	-8.6	10. 2	-3.4
VI	4.3	9.9	14. 2	9. 4	9. 9	19. 3	-7.4	12.0	-2.3
VII	5. 5	9. 7	15. 2	10. 7	9. 7	20. 4	-6.4	14. 0	-1.2
VIII	7. 0	9. 5	16. 4	11. 9	9. 5	21. 3	-5.3	16. 0	-0.4
IX	8.8	9. 0	17. 8	13. 1	9. 0	22. 1	-4.2	17. 9	0. 1
X	14. 0	7. 7	21. 8	17. 5	7. 7	25. 2	-2.6	22.6	0.8
合 計	6.8	9. 5	16. 4	11. 7	9. 5	21. 2	-6.3	14. 9	-1.5

年金世帯

所得階層	税制改革前 (A)			税制改革後 (B)					税制改革効 果 (B)-(A)
	負担率			負担率					
				(税額控除前)			税額控除	税+社保合	負担率
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	所得税 住民税	社会保険料	税+社保合 計(C)	(D)	+ (D) + (D)	7,-1
I	0.0	12. 4	12. 4	0. 5	12. 4	12. 9	-6.3	6. 7	- 5. 7
II	0.1	7. 0	7. 1	3. 6	7. 0	10.6	-5.6	5. 0	-2.1
III	0.7	6. 4	7. 1	6. 6	6. 4	13. 0	-5.6	7. 5	0.3
IV	2.0	6. 3	8. 3	8. 1	6. 3	14. 4	-4.7	9. 7	1. 5
V	2. 9	6. 2	9. 1	8. 7	6. 2	14. 8	-4.3	10.6	1. 5
VI	3. 7	6.3	9. 9	9. 1	6. 3	15. 4	-3.7	11.7	1.8
VII	4.4	6. 0	10.4	9. 6	6. 0	15. 6	-3.2	12. 4	2.0
VIII	5. 4	5. 8	11.3	10. 4	5. 8	16. 3	-2.4	13.8	2. 6
IX	6. 9	6. 1	13. 0	11. 9	6. 1	18. 0	-1.8	16. 1	3. 1
X	9. 0	4.8	13.8	13. 7	4. 8	18. 5	-1.4	17. 1	3. 3
合 計	2.8	6. 5	9. 3	7. 9	6. 5	14. 5	-4.2	10.3	0.9

IV おわりに

本稿では、現役世代における格差問題への対応 という観点から、税・社会保障の負担の現状を考 察し、続いて所得税改革のあり方を検討した。わ が国の所得税は所得控除による課税ベース侵食に よって低所得者の税負担はゼロの一方で、社会保 険料負担が増大を続けており、その問題が近年の 格差拡大で深刻となっている。そこで、所得控除 の一部を還付可能な税額控除にかえ, それを使っ て税と社会保険料負担を一体的に調整する制度の 導入を検討した。具体的には、税額控除の還付 を、政府が低所得者に直接現金を給付するのでは なく. 社会保険料の軽減として実施し、それによ って税と保険料負担を一体的に調整する制度であ り、実際にオランダやスウェーデンでそうした制 度は実行されている。そして、 個票データを用い た分析を通じて、制度の導入が有効であること、 特に若年の低所得者に税額控除を重点的に配分す れば、効果を一層高めることができることを示し

こうした税と社会保険料負担の一体管理の導入の際には、オランダやスウェーデンなど多くの先進諸国で行われているように、税と社会保険料の徴収が一元化されることが望ましい。しかし、拡大するわが国の所得格差が、若年労働者に重大な影響を及ぼしていることを考えると、ここで提案している税と社会保険料の一体調整は、待ったなしに必要である。したがって、わが国の税制の現状でできる範囲で、この一元化を進めるべきであり、また、本稿の「はじめに」でも述べたように、現在の制度でも、かなりの程度、実行可能であると思われる。こうした執行上の努力を重ねつつ、税と社会保険料の徴収一元化という抜本改革の実現を図るべきである。

付 記

本稿作成にあたり、国立社会保障・人口問題研究所で開かれたワークショップ(2008年3月)において、参加者の皆様からいただいたコメント

は大変有意義であった。なお、八塩は日本学術振 興会科学研究費補助金(基盤研究(C))および 京都産業大学総合研究支援制度から支援を得た。

注

- 1) OECD [2006] による各国の税務行政の実態サーベイによると、調査対象となった OECD 加盟国 28 カ国のうち、税と社会保険料の徴収を一元化する国は 11 カ国に及ぶ。OECD [2006] は税と社会保険料の徴収一元化の利点として、徴収の際の情報共有化による行政の効率化などをあげている。
- 2) 例えばEU各国の税制を比較分析できる EUROMOD やアメリカの Brookings Institution と Urban Institute が共同で開発したモデルなど の事例がある。マイクロ・シミュレーションを 活用した先行研究の詳細については田近・古谷 [2003] を参照のこと。
- 3) 本稿のシミュレーション分析の基礎となった データ処理は、厚生労働科学研究費補助金(政 策科学推進研究事業)「所得・資産・消費と社 会保障・税との関係に着目した社会保障の給付 と負担に関する研究」(国立社会保障・人口問 題研究所)において使用が認められた(統発第 1211006号)「国民生活基礎調査」再集計項目を 引用活用して行ったものである。
- 4) よりすすんだ分析としては、税制改革が労働 供給などの行動変化に及ぼす影響を考慮することが考えられる。ただし、データの中には引退 世帯や単身世帯など、さまざまな世帯が含まれ、税制改革に対する行動変化は一様でないな どの複雑な問題がある。本稿では、分析をシン プルにおこなうことを目的として、こうした点 を捨象した。
- 5) 勤労世帯,年金世帯のどちらにも属さない世帯には,どの所得も50%に満たない世帯や財産所得が多い世帯,所得ゼロの世帯などが含まれる。ただし,こうした世帯の数は全体で見ればわずかである。
- 6) データによると、たとえば勤労世帯の第 I 階層に属する世帯のうち、社会保険料支払いがゼロの世帯は 31% にもなるが、勤労世帯全体でそうした世帯の比率はわずか 4% である。なお、生活の困窮が低所得世帯の保険料未納・保険未加入を増加させることは、湯田 [2006]、阿部 [2008] などで論じられている。
- 7) 現行の公的年金等控除は50万円定額控除に,定率控除(25%,15%,5%の三段階の限界所得控除率)が加算される構造となっており,さらに65歳以上の人には50万円の特別加算が加えられる。また,控除最低額として70

- 万円が設定され、70万円までの年金収入には税がかからないようになっている。
- 8) 実際には雇用者が拠出する社会保険料負担が大きいが、この表ではそれについては含まれていない。
- 9) 以下の説明は OECD [2007a], オランダ国税 庁 ホームページ (http://www.belastingdienst. nl), スウェーデン国 税 庁 による 解 説 書 [Swedish National Tax Agency 2007] を参考とした。なお、オランダの制度については田近・八塩 [2007] で概略を論じている。ここでは単身者で議論するが、子供のいる世帯を例にとると児童税額控除などが適用され税額控除はさらに大きくなる。
- 10) ここで示した 29,267 ユーロを稼ぐ個人の場合,17,319 ユーロまでの所得に 33.65% (所得税 2.5%,社会保険料 31.15%),それを超える所得に 41.4% (所得税 10.25%,社会保険料31.15%)の累進税率が適用される (65歳以上の場合年金保険料を払う必要がなく,社会保険料は 13.25% となる)。ただし,これ以外に失業保険料や定額の基礎保険料を払う必要があり、表 3 はそれらについても反映した。
- 11) 65歳以上の老人に認められる General tax credit は957ユーロである。また Work credit は,57歳を超えると税額控除額が上乗せされる。なお、オランダ政府が発行する解説書には tax credit ではなく levy rebate という単語が用いられるが、ここでは OECD [2007a] にしたがい、tax credit という用語を用いる。
- 12) オランダでは、税額控除は所得税部分と社会 保険料部分に按分されるため、「所得税率がマ イナス」という表現は正確でない。
- 13) ただし負担の上限があり、所得が一定額を超 えるとそれ以上の負担は発生しない。
- 14) スウェーデンの税制で、年金保険料の扱いを 所得控除から税額控除に変えた理由は、年金保 険料の軽減による中・低所得階層の勤労促進で ある。税額控除への移行は 2000 年から開始さ れ 2006 年に完了した [Ministry of Employment 2000, OECD 2008]。
- 15) 先に述べたスウェーデンでは、所得税・住民 税の社会保険料控除を廃止したうえで、住民税 には税額控除を適用せず、所得税のみに税額控 除を適用したが、そうした方法も考えられる。
- 16) 最適所得税の議論 [Saez 2002] によると, アメリカの EITC のような制度 (税額控除の適用を勤労所得のある世帯に限定する制度) を導入すべきかどうかは, それまで勤労に参加しなかった低所得者の勤労参加率が, 税額控除導入でどれだけ高まるか, に依存する。
- 17) これ以上の経済的支援が必要な場合は生活保

- 護手当の活用が考えられる。
- 18) 本来,20歳以上の成人は学生であっても年金保険料を支払うこととなっており,こうした特別措置の適用対象は20歳までとすべきとの考えもある。ただし,現状でも「学生特例制度」によって学生は保険料支払いを事実上免除されており,実際データによると20歳以上でも学生はほとんど保険料を支払っていないようである。そこで,ここでの制度設計は特別措置の適用対象をあえて「22歳以下」とした。
- 19) ただし、比較的まとまった給付額を別途で受け取る児童扶養手当受給世帯を外した。ただし、そうした世帯の数は少なく、それを含めても表の結果に大きな変化はおきない
- 20) すなわち給与所得控除と公的年金等控除を控 除する前の収入である。
- 21) 注 6) を参照。
- 22) 世帯と個人ともに、どの世帯かまたどの個人 か特定できないように秘匿されたものであり、 シミュレーション分析はそのようなデータの再 集計に基づいている。
- 23) このほか,分析で反映できていない給付に生活保護手当がある。しかし生活保護手当を受ける世帯は国民全体の1%強であり,本稿のデータで換算すると数百世帯に限られる。

参考文献

- Friedman, M. (1962) Capitalism and Freedom, Univ. of Chicago Press (村井章子訳 (2008) 『資本主義と自由 (NIKKIEI BP CLASSICS)』日経 BP 社).
- Ministry of Employment, Swedish Government (2000) Sweden's Action Plan for Employment 2000.
- Mirrlees, J. (1971) "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies38*, 175–208.
- OECD (2006) Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2006).
- ——— (2007a) Taxing Wages 2006–2007 Special Feature: Tax Reforms and Tax Burdens,
- (2007b) Economic Survey of Sweden 2007.
- ——— (2008) Economic Survey of Japan 2008.
- Saez, E., (2002) "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses," *Quarterly Journal of Economics* Vol. 117 (3). p1039-73.
- Shinozaki, T. (2006) "Wage Inequality in Japan, 1979 –2005," *Japan Labor Review* 3 (4), 4–22.
- Swedish National Tax Agency (2007) Skattestatisk arsbok (Tax Statistical Yearbook) 2007.
- United Nations (2007) Economic and Social Survey of

Asia and Pacific 2007.

麻生良文(1995)「公的年金課税と課税ベースの漏れ」『経済研究』46(4)。

(2006)「公的年金の世代間格差 一現 状・原因・対応一」『経済格差の研究 日本の分 配構造を読み解く』第2章 貝塚啓明・財務省 財務総合政策研究所編著 中央経済社。

阿部彩(2008)「国民年金の未加入・未納問題と生活保護」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義 『生活保護の経済分析』第4章 東京大学出版 会。

阿部彩・大石亜希子 (2005)「母子世帯の経済状況 と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編 『子育て世帯の社会保障』第5章 東京大学出版 会。

大竹文雄・小原美紀 (2005)「消費税は本当に逆進的か ―負担の公平性を考える―」『論座』 127 号, pp. 44-51。

小塩隆士(2006)「所得格差の推移と再分配政策の 効果」小塩隆士・府川哲夫・田近栄治編『日本 の所得分配 格差拡大と政策の対応』第1章, 東京大学出版会。

國枝繁樹(2008)「公的扶助の経済理論 I:公的扶助と労働供給」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』第2章 東京大学出版会。

国立社会保障・人口問題研究所編(2005)『子育て 世帯の社会保障』東京大学出版会。

田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」小野善康ほか編『現代経済学の潮流 2003』第7章 東洋経済新報社。

田近栄治・八塩裕之(2006)「税制による所得再分配 所得控除にかわる税額控除の活用」小塩隆・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配格差拡大と政策の役割』第4章 東京大学出版会。

内閣府(2006)『経済財政白書』。

湯田道生(2006)「国民年金・国民健康保険未加入 者の計量分析」『経済研究』57(4)。

Appendix 分析方法の説明

以下では、本稿で用いた分析方法について説明する。本文で述べたように、本稿では厚生労働省の2004年(平成16年)国民生活基礎調査の所得票・貯蓄票のデータを用いて、税・社会保険料負担に関するマイクロ・シミュレーション分析を行う²¹。このデータは約2万5千世帯について、家族構成や各世帯員の所得情報²²などを含み、これ

を用いて以下の方法で税・社会保険料負担と給付 の実態を分析する。

1 所得税・住民税額の計算

まず、データのすべての個人に関して以下の方法で合計所得を計算する。ただし以下では、データの項目を直接使用する場合、「・」で囲って記載する。

合計所得=給与所得+年金所得(雑所得)+事業者所 得+「財産所得」

ただし 給与所得=「雇用者所得」- 給与所得控除 年金所得=「年金」- 公的年金等控除 事業者所得=「事業所得」+「農業所得」+ 「家庭内労働所得」- 青色申告控除

給与所得控除と公的年金等控除は、それぞれ雇用者所得額と年金額に制度をあてはめることで計算でき、事業所得・農業所得・家内労働所得のある個人には青色申告控除10万円を一律に適開用金。また、国民生活基礎調査ではこれまで不動産の4年調査よりこの2つが「財産所得」としてきたの2004年調査項目にまとめられた。利子所得は本来が20%の分離課税となるが、不動産と利子の内にまかるの分離課税となるが、不動産と利子の内に表がるでいた。ただし、データに示された財産所得の金額は大きくないため、これとまなた財産所得の金額は大きなよいため、これとまなな計算方法を用いても結果に大きな違いはおきないと考えられる。

次に,すべての個人に対して所得控除を適用 し,課税所得を計算する。

課税所得=合計所得-所得控除

分析で考慮した所得控除は基礎控除・配偶者控除・扶養控除、社会保険料控除である。配偶者控除や扶養控除は個人が属する世帯の家族関係と各世帯員の所得の大きさより適用可否を判断し、また老年や同居老親、特定扶養(16歳から22歳)による控除上乗せを反映した。社会保険料控除はデータに示された年金保険料、医療保険料、介護保険料、その他保険料(おもに雇用保険料)の値をそのまま合計した。そして計算された課税所得に対して2007年(すなわち定率減税廃止と、国から地方への税源移譲反映後)の税率表を適用し、所得税・住民税の負担額(理論値)を計算した。

データの所得は2003年(調査年である2004年の前年)の情報であるため、本来はまず2003年の税制を用いて税負担を計算し、その後の税制改革が労働供給に与える影響などを考慮しつつ2007年

の税負担をもとめる必要がある。しかし、データには高齢者世帯や単身世帯などさまざまな世帯が存在し、税に対する労働供給の変化も一様ではないなどの複雑な問題がある。以下では、分析の簡単化のためにこれらの行動変化を捨象して、データの所得に 2007 年の税制を直接当てはめて税負担の分析を行った。

一方,分析では各世帯の児童手当と児童扶養手当の受給額についても計算した。いずれも2007年の制度のもとで世帯の家族関係や各世帯員の所得の大きさから手当の適用可否を判断し,各世帯が受け取る手当の大きさ(理論値)をもとめた(自治体によってはこれらの手当に対する上乗せがあるが、それについては分析から除外した)²³⁾。

2 等価世帯可処分所得の計算とデータの概要

次に上記で計算した所得税・住民税額と児童手 当・児童扶養手当額,データに示された社会保険 料額,固定資産税額,所得額,家族形態の情報を 使って,各世帯の等価世帯可処分所得(=世帯可 処分所得/ $\sqrt{\text{世帯人員数}}$)を計算し、これに基づいて全世帯を 10 の所得階層に分割した。なお、世帯可処分所得の式は以下である($\lceil \cdot \rfloor$ で囲まれた項目はデータに示された項目である)。世帯可処分所得を $\sqrt{\text{世帯人員数}}$ で割り、世帯人数による担税力の違いを考慮している。

世帯可処分所得=「雇用者所得」+「事業所得」+ 「農業所得」+「家庭内労働所得」+「年金」+児童 手当+児童扶養手当-所得税・住民税-社会保 険料-「固定資産税」

(社会保険料=「年金保険料」+「介護保険料」+「健 康保険料」+「その他保険料」)

そして所得階層ごとに税負担の実態や税制改革 の効果などについて分析を行った。

> (たぢか・えいじ 一橋大学国際・ 公共政策大学院教授) (やしお・ひろゆき 京都産業大学専任講師)